

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会会議録

招 集

令和4年3月10日（木）本会議終了後 議場

出席委員（9名）

（委員長）尾 沢 三 夫 （副委員長）土 光 均
石 橋 佳 枝 稲 田 清 奥 岩 浩 基 国 頭 靖
戸 田 隆 次 中 田 利 幸 矢 田 貝 香 織

欠席委員（0名）

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 安東議事調査担当係長

傍 聴 者

報道関係者0人 一般0人

協議案件

- ・参考人招致について

~~~~~

### 午後2時19分 開会

**○尾沢委員長** ただいまから原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を開会いたします。

参考人招致についてを議題といたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託されました、陳情第104号、原発災害時の屋内退避中の支援体制について、住民への具体的な説明を求める陳情及び陳情第105号、島根原発に関する安全協定に事前了解権の明記を求める陳情、以上2件の陳情について、それぞれの陳情提出団体から3月11日の委員会において説明をしたい旨の申出がありました。陳情第104号は、えねみら・とっとり（エネルギーの未来を考える会）、共同代表の山中幸子様、陳情第105号は、さよなら島根原発ネットワーク・鳥取の金森誠様でございます。

お諮りいたします。

陳情第104号及び第105号について、山中様、金森様をそれぞれ参考人として招致することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

**○尾沢委員長** 御異議ございませんので、そのように決定いたします。

土光委員。

**○土光委員** 陳情第105号に関して、参考人に関して先ほど金森様を呼ぶということですが、それ以外に中国電力を参考人として呼んではどうかという提案をしたいと思います。理由としては、この陳情を審査するにあたって、この事前了解権、陳情そのものは明記を求めるということですが、この事前了解権の明記、これに関して、市当局の説明としては事前了解権は実質に担保されているという考え方が示されていますが、中国電力そのもの

の考え方、それを中国電力も同じ考えかどうか。それから、もしそうだと、なぜ今回の改定案にその文言を載せないのか、そういった理由を確認した上で審査をしたほうがいいのではないかと理由で、中国電力を参考人として呼ぶということを提案したいと思います。

**○尾沢委員長** 稲田委員。

**○稲田委員** 提案ということでしたので、今初めて聞きましたので、なるべく努めて正確に言いたいとは思いますが、意見を言いますと陳情第105号ですので、陳情提出者様は新田ひとみさんとなっておりますので、新田ひとみさんの意思とは違う動きになるんじゃないかという危惧があります。それから、もしそのような動きをするのであれば賛同制度はとっておりますが、それはもう請願として当初から取り組まれるべきではなかったのかと思いますので、私はちょっとその提案は急な話でもありますし、相手もありますし、等々の理由で受け入れられないものであると思います。これは事前に聞いてないものですから、今思ったことを率直に申し上げた次第です。以上です。

**○尾沢委員長** ただいま土光委員より陳情第105号について中国電力を参考人として承知したい旨の発言がございました。その理由も述べられました。稲田委員のほうから土光委員の発言に対して、異を唱えられると言いますか、そういった時期ではないとか、陳情という案件に対しての御意見がありました。これは委員会の総意で決めさせていただきたいと思っておりますので、ただいま土光委員より御提案のありました中国電力を参考人として承知したいという御意見に賛同される方の挙手をお願いいたします……。

(「委員長」と土光委員)

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 採決というか、手を挙げる前にもうちょっとやり取りというか、先ほどの稲田委員の反論の意味がよく分からなかったのでもうちょっとやり取りをさせていただきませんか。その上最終的に、過半数の上で決めるというのはそれは了解していますので、ただちょっと稲田委員の先ほどの異を唱える中身が今一步よく分からないので発言させてもらっていいですか。

**○尾沢委員長** 分かりました。そうしたら土光委員の御意見はもう既に聞きましたので、そのほか御意見のある方の挙手をお願いします。

石橋委員。

**○石橋委員** この陳情のまさに書かれている中身というのは今回の議会の質問の中でも何度も繰り返し、私とか土光委員などが質問したところでもあり、今焦点になっている問題でもありますので、中国電力が出てこられるということでしたらおいでいただきたいと思っておりますので、土光さんの提案に、急ですけど、賛成です。

**○尾沢委員長** そのほかの御意見のある方はいらっしゃいますか。

そういたしますと、先ほどお話がありましたようにとても急な話であるということと、この委員会において審査をすべき項目として今回陳情の参考人としての招致をテーマに開かせていただいております。それに追加して中国電力をという話でございますので、急な話ですので、委員会の意思として私は諮りたいと思っております。

それでよろしいですか。

土光委員。

○**土光委員** 先ほども言いましたけど、稲田委員の反対の意見に対して、ちょっとよく分からないところ、それに対しての私の意見があるので発言をさせてください。いいですか。

○**尾沢委員長** どうぞ。

土光委員。

○**土光委員** 一つは稲田委員は、中国電力を呼ぶとこの陳情の提出者の新田さんの意向に沿わないとか、正確には分かりませんが、そういった趣旨の発言をしましたが、これは陳情そのものは当然この新田さんがこういった趣旨で陳情を出す、ただこの陳情を受けてどのように審査するか、誰を参考人に呼ぶか、これは議会が、委員会が主体的に考えるもので、陳情者の意向に反する云々ということは私は関係ないことだと思います。

それからもう一つ、これ予定としては明日委員会は予定されています。ですよ。

○**尾沢委員長** はい。

○**土光委員** もちろん、今日じゃあ呼ぼうということで明日中国電力に来てくださいというのは、それは相手もあるし、中国電力の立場からしても日程上それは無理だと思うので、もし呼ぶとなるともちろん急な話になるので、これは私の考えですが、明日この陳情の審査、委員会が開かれますから、一旦これは継続にして改めて中国電力の御都合を聞いて、日程を合わせてもう一回審査する。そういうふうな日程をすれば日程上もやることは可能だと私は思います。以上です。

○**尾沢委員長** 土光委員の意見は土光委員の意見として私はお聞きいたしますが、当委員会として取り上げるべき陳情はもう既に確定いたしておりますので明日予定通りやりたいと考えております。そして、土光委員のおっしゃる御意見についてはここで全く審議しないということではなくて、とりあえず皆様方に御意見を今お尋ねしましたところ、石橋委員のほうから、そして稲田委員のほうから御意見がありました。これは突然のことですので、やはりここで一応審議をした上で決めたいと思います。従って、先ほど申し上げました土光委員の御提案について、賛同いただける方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手…石橋委員、国頭委員、土光委員〕

○**尾沢委員長** 賛同者少数ということでございますので土光委員の御意見については当委員会としては取り上げません。

以上で、原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を閉会いたします。

**午後 2 時 3 0 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により署名する。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員長 尾 沢 三 夫